

通番	各章ごとの通番	困難
(a)子ども・教育		
【学校での生活】		
1	a-1	学校で「男のくせに」「気持ち悪い」「ホモ」「おかま」「レズ」などと侮蔑的な言葉を投げかけられ、自尊心が深く傷つけられた。
2	a-2	小学校の教室内で、ホモやオカマという言葉が日常的に笑いの対象になっており、自分のセクシュアリティがバレたら生きていけないと思った。
3	a-3	学校で仕草が女みたいだと言われ、仕草をまねされたり、笑いのネタにされた。
4	a-4	同級生から「おまえは男らしさが足りない」といわれ、女物の下着をはかされた上で写真を撮られた。
5	a-5	学校への登校途中、「女みたいな色を着るな」といわれ、着ていたきれいな色の上着を奪い取られ、破り捨てられた。
6	a-6	書いていた日記を勝手に読まれた上、同性の友達に恋愛感情をもっていたことをからかわれ、同性の友達との仲を裂かれた。
7	a-7	外見や仕草から性的指向や性自認が非典型であることが推測され、学校で奇異の目にさらされ、不登校になった。
8	a-8	学校の同級生に、セクシュアリティを含む個人情報をSNSでアウティングされた。その結果、学校で持ち物を壊される、けがを負われる等のいじめに遭った。着替えも教室の外、給食も食べないなど、強い孤立状態に陥った。
9	a-9	性別への違和感について、教員や同級生が笑いのネタにしたため、その場の空気と一緒に笑わざるを得なかった。
10	a-10	自分の性別に違和感があることを教員に相談したところ、「そんな風だと堅気の仕事につけないぞ」とたしなめられた。
11	a-11	性的指向について、教員や同級生がおかしいものと話したり、「うちの学校にはいない」といわれ、何も言い返すことができなかった。

(O) 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

性的指向および性自認を理由とするわたしたちが社会で直面する困難のリスト(第3版)

2019.3.4

(a)子ども・教育		
12	a-12	同性愛者であることを明らかにして学校生活を送っていたところ、一部の同級生によって学級会の議題にされ、クラス全員の前で「話し方がオカマっぽくて気色悪い」等の批判を受けた。教員からも「本人は治そうと頑張っているんだから応援しよう」という逆に人格を否定するフォローを入れられ、自尊心を深く傷つけられた。
13	a-13	同性の友達にラブレターを出したところ、相手の親が学校に通報したため、教員に呼び出されて咎められた。
14	a-14	同級生から性的指向や性自認に関するいじめを受けていたところ、教員からも「お前が悪い」と言われた。
15	a-15	いじめの被害について先生に相談しても、「お前が悪い、何かあれば退学だ」等と言われ、授業に関することも教えてくれなくなった。先生が怖くなり、部活も休みがちで、評価も下げられるのではないかと不安を感じた。
16	a-16	性的指向や性自認に基づく差別やいじめから誰も救ってくれなかったため、学校内の活動から孤立し、学習を継続することが困難となった。
17	a-17	中学校でいじめに遭ったとき、真剣に向き合ってくれず手を差し伸べてくれる人や相談場所が見つからなかった。先生には「卒業証書は渡すから学校に来なくていい」と言われた。
18	a-18	レズビアンかどうか悩んでいたとき、臨床心理士の資格を持ち開業していたスクールカウンセラーから「異性との性行為をしてみればその良さがわかるよ」と言われた。専門職の人が言った言葉はとてもしんどく、「同性が好きな自分は気の迷いなのか」と思ってしまった。長く感じていた思いを否定されたように思い、その後、学校を休学せざるを得なかった。
19	a-19	学校や教科書で多様な性に関して適切な情報を得られず、相談できる場所もなかった。インターネット上で情報を探しても不正確なものばかりで、「誰かにバレたら生きていけない」、「大人になれない」と思った。
20	a-20	学校で自分の性自認や性的指向について誰にも話すことができず、メンタルヘルスが悪化し、自死に追い込まれた。
21	a-21	学校で性的指向や性自認に伴う悩みを相談しようと思っても、相談できる場所がなく、支援が受けられなかった。メンタルヘルスが悪化したり、自殺未遂に追い込まれた。

(O) 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

(a)子ども・教育		
22	a-22	学校において、性的指向や性自認について相談したい子どもが支援を受ける機関や居場所がなく、スクールカウンセラーにも知識がないため、誰にも相談できなかった。
23	a-23	宿泊行事、健康診断、身体測定など、身体の露出がある場面において、性的指向や性自認による困難を抱えている子どもの想定・配慮がされておらず、身体を見る/見られることへの不快感など、苦痛を感じた。
24	a-24	体育の授業などで過度な身体の接触を強制され、不快に感じるがあった。
25	a-25	学籍簿の性別や氏名が、戸籍や住民票にもとづいて記載されているため、別人と疑われたり、性同一性障害であることが周囲に知られ、同級生などから仲間はずれにされた。
26	a-26	合唱コンクールで男声パートを歌うことにどうしても抵抗があり、教員に掛け合ったが、女声音域が出るのにもかかわらず、「低音を練習してください」と言われ、性自認に従った合唱への参加が認められなかった。
27	a-27	どの部活に入るか迷っていたところ、男性であることだけを理由に、教員から柔道部に無理矢理入部させられた。
28	a-28	女子として生活するために髪を伸ばしていたところ、学校の教員から坊主刈りにすることを強要され、学校で坊主刈りにされた。
29	a-29	学校行事において男女で色分けしたり、役割を決めていたりするため、自分が望まない色をあてがわれ、好まない役割を担わされた。
30	a-30	男女で分けた授業や種目、体育祭、部活動において、性自認と戸籍性の不一致のために自分のやりたいことを選択できなかった。
31	a-31	学校の制服や体操服などが戸籍上の性別で分けられたため、苦痛を感じ、不登校となった。
32	a-32	他の人に身体を見られる心配や、他の人の身体が目に入る罪悪感から、学校の更衣室やトイレが使えづらかった。
33	a-33	学生証に性別欄があるため、見た目の性別と違うとして、別人と疑われたり、性同一性障害であることが周囲に知られた。

(C)性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

(a)子ども・教育		
34	a-34	高校に女子生徒として入学したが(戸籍上の性は男性)、学校から「マイナンバーの提出がなければ就学支援金制度が受けられない」と言われた。生活保護のケースワーカーや保健師に話しても状況は改善せず、希死念慮が生じた。
35	a-35	学生寮が戸籍上の男女でわかれていたため、入寮できなかった。
36	a-36	学校で使う教科書に性的指向や性自認に対する配慮がなく、自尊感情が深く傷ついた。
37	a-37	学校で性的指向や性自認などのセクシュアリティについて適切な指導を受けることができなかった。
38	a-38	子どもが情報を探せる公共図書館などに性的指向や性自認について書かれている資料や教材が不足しており、あったとしても、司書や職員に差別や偏見があることを心配して借りる事ができなかった。
39	a-39	学校のパソコンルームや図書館のパソコンのフィルタリングサービスが不適切なため、性的指向や性自認に関する困難へ対応する支援団体や相談窓口の情報へアクセスできなかった。
40	a-40	高校を卒業して社会に出たが、同性との性行為での性感染症についての予防方法などは高校で習わなかった。その後、HIVに感染した。また、検査が無料だということも知らなかったため、発見も遅れた。
41	a-41	学校の性教育の授業で、同性間の性的な接触について扱われなかったため、性感染症の予防について正しい知識を受けることができなかった。
42	a-42	性の多様性をふまえない現在の性教育では典型的な異性間の性行為しか想定しておらず、コンドームは避妊具のみとしてしか扱われず、HIV・性感染症予防のために必要な情報を得ることができなかった。
43	a-43	異性間の避妊ではなく、感染症予防に関する性教育を受ける機会は、生徒の質問があれば先生が答える個別対応になっているが、受け身の対応では不十分だと感じた。
44	a-44	学校の教員を含めて、身近にカミングアウトしている大人がいなかったため、自分のロールモデル(役割モデル)が見つけれなかった。
45	a-45	学校教育としてのキャリア教育に性的指向や性自認の多様性が想定されていないため、児童・生徒・学生にとってロールモデルを見つけられなかった。

(C)性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

(a)子ども・教育		
46	a-46	卒業証明書・卒業見込証明書や成績証明書に性別欄があるため、見た目の性別と違うとして、性同一性障害であることが就職活動先に知られ、採用面接で不快な質問をされ、不採用となった。
47	a-47	戸籍の性別を変更したが、学校が発行する証明書等が元の性別のままであったため、性同一性障害であることが就職活動先に知られたり、採用面接で不快な質問をされたり、採用試験で落とされたりした。
48	a-48	医療施設や福祉施設での実習の際に、学校から実習先に説明や配慮の依頼がないために、更衣室や名札などの使用で苦痛を覚えたり、実習先の職員や患者・施設利用者から不快な言動をされた。
49	a-49	トランスジェンダーの学生が教職員を目指す際に、自認の性別での教育実習の受け入れがなされなかった。
50	a-50	トランスジェンダーの学生が実習を必要とする職業を目指したが、自認の性別での実習の受け入れがなされなかったため、その職業をあきらめざるを得なかった。
51	a-51	性的指向や性自認について発達段階別に伝えるためのカリキュラムと教材・指導案がないため、教員が児童・生徒・学生に対して適切な指導をすることができなかった。
52	a-52	学校で性的指向や性自認によって困難を抱える児童・生徒・学生に対応する必要に迫られたが、現場にそのような子どもへの対応を記載したマニュアル・ガイドブック等がなく、適切・迅速な処遇ができなかったり、処遇を行うことやその内容について教員・職員・他の保護者などから十分な理解を得られなかった。
53	a-53	学校で性的指向や性自認に関する問題に取り組もうとしたが、文部科学省や教育委員会から適切な指導や支援が得られなかった。
54	a-54	教員が性的指向や性自認に関する問題について学校で扱ったところ、保護者や教育行政の職員、他の教員などから否定的な意見が寄せられ、処分を受けた。また、それに伴い、児童・生徒・学生は適切な授業を受けることができなかった。
55	a-55	思春期の子どもへの支援体制の整備(学校と支援団体の交流など)が足りないために、「性別違和を感じて子どもが悩んでいる」「不登校になった」と親や教員が相談しても、解決策がわからず、子どもへのアプローチ法もわからなかった。

(C) 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

(a)子ども・教育		
56	a-56	大学で、パワハラ・アカハラに関しては教職員向けの研修(SOGIやSOGIハラにも言及)が行われ、既に防止ガイドラインを作成、相談窓口も設置済みであったのに、性的指向・性自認に関するハラスメントについてはガイドラインに追加するなどの検討がなされなかったため、当事者の教員が検討すべきと申し出たが大学は対応しようとしなかった。
57	a-57	保護者のカウンセリングを行っていたところ、後日その保護者から「カウンセラーが、ややオネエっぽいのだが、子どもに影響しては困る」という苦情を受けた。それだけでも十分にハラスメントであるが、カウンセラーが「普通の人」かどうかをわざわざ、教育委員会が確認しに来て、「普通の人で良かったです」と言われた。
		【家庭・施設等での生活】
58	a-58	幼少期に、自分のセクシュアリティなどに関して養育者からの虐待(通学させてもらえない、邪魔者あつかいされる等)を受けた。また、それを止めてくれる大人がいなかった。その結果、PTSDとなって治療が必要となった。
59	a-59	自認する性に従った行動を家族が許してくれず、「女っぽいぞ」と父から叩かれたり、「もっと男らしくしなさい」と母から怒鳴られるなど、虐待を受けた。
60	a-60	親にカミングアウトしたところ、無理矢理ポルノビデオをみせられたり、性風俗のお店へ連れていかれたりした。
61	a-61	親から「一時の気の迷いだから精神科へ行け」「同性愛は治療できる」といわれ、病院に強制的に入院させられた。
62	a-62	好きな子がいるが、同性で告白できず学校に行けなくなった。周囲にカミングアウトをしていないため、事情のわからない家族から心療内科の受診を勧められた。医師に相談しても仕方がないので本当のことが言えず苦しい。
63	a-63	好きな同性の子がいることが親にばれたため、「学校に行くな」と軟禁された上、勝手に転校を決められた。
64	a-64	部屋に置いていたゲイ雑誌が親に見つかり、家を追い出され、ホームレスとなった。
65	a-65	カミングアウトをしたところ、家族の中で自分の存在を無視をされたり、死んだ者として扱われたりした。

(C) 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

(a)子ども・教育		
66	a-66	性的指向や性自認について正確な知識を持っていない親にカミングアウトしたところ、暴力をふるわれるようになり、家庭が崩壊した。
67	a-67	家族の中で「異性愛以外は認めない」「不自然」「気持ち悪い」「うちの家族にはいない」などの差別的発言が繰り返されたため、メンタルヘルスを悪化させてしまった。
68	a-68	ゲイであることを親に告白したところ、親から「ゲイの息子なんていない」「お前なんか死んだほうがましだ」「いやらしい！きもちわるい」と言われた。
69	a-69	テレビ番組に出演しているオネエタレントをみて、親が「生まれてくる子がゲイなら中絶する」「うちの家族にはいなくてよかった」と言われ、傷ついた。
70	a-70	親にカミングアウトしたところ、好きでもない相手と勝手に結婚話を進められ、結婚を強要された。
71	a-71	自分の性自認や性的指向について家族から理解が得られなかったため、家から追い出され、ホームレスとなった。
72	a-72	生活している地域において、子どもが性的指向や性自認について相談したり、支援を受ける機関や居場所がなく、誰にも相談できなかった。
73	a-73	性的指向や性自認に関する困難を抱える人の人権に関する講演会のチラシを持ち帰ったところ、親が「同性愛について教えるな」と学校に抗議した。
74	a-74	保育園、こども園、幼稚園、児童館、学童保育、児童養護施設の職員に性的指向や性自認に関する知識や意識がなく、養成課程や研修においても、性的指向や性自認に困難を抱える子どもへの対応研修などの取り組みがないたため、適切な対応が受けられなかった。
75	a-75	性自認に関する親の虐待について誰かに言いたいが、保護される児童養護施設では戸籍等の性に従った生活をしなければならないのではと不安になり、誰にも相談できなかった。
76	a-76	児童養護施設で「トランスジェンダー児童が暮らせる空間はない」と入所を断られ、家庭に戻された。
77	a-77	児童養護施設で、自認する性(女性)とは異なる男子部屋に入れられた。男子だけの集団生活の中では「女の子っぽい」という理由でいじめに遭うことが多かった。
78	a-78	児童養護施設でスカート履きだったが、先生は「社会では受け入れてくれないぞ」と許してくれなかった。

(c)性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

(b)就労		
【1. 求職・就職活動】		
79	b-1	「男女のみ募集」という求人のため、性別への違和感を理由に応募できなかった。
80	b-2	望みの性別での就労ができないことから、結果的にいつまでたっても就職できなかった。
81	b-3	性別違和のため、就職活動の際に要求される男女分けを前提としたリクルートスーツが着用できず、就活が困難になったり、業種が限られたりした。
82	b-4	就職活動の際、履歴書の性別に現在生活している性別を記載した結果、「詐称だ」と言われた。
83	b-5	就職活動の際、JIS履歴書・エントリーシート・ハローワークの求職票へ性別の記載や写真の添付が要求されることから、就活が困難になったり、業種が限られたりした。
84	b-6	結婚や転籍などにより新戸籍が編制されても、戸籍の身分事項に性別変更を示す条文が記載され、性別変更がわかってしまうため、就職や転職等で不利に扱われた。
85	b-7	自治体の教員・警察官・行政職等の採用試験の適性試験において、性別の質問に「同性に惹かれることはあるか」「女性に生まれたかったか」などの質問項目があり、回答することに精神的苦痛を感じ、マイナス評価へと繋がった。
86	b-8	性的指向が非典型的なHIV陽性者が就活中、面接官に感染経路を聞かれ、男性同性間性的接触と答えるべきが困った。
87	b-9	自らの性的指向や性自認が非典型であることをオープンにした結果、公務員(とくに教員)の採用試験で不当に低い評価を受けた。
88	b-10	就職活動の際、面接で子どもを産む予定があるかどうかを尋ねられ、否定した途端、面接官の態度が否定的になった。
89	b-11	就職活動の際、結婚などの話題から性的指向や性自認をカミングアウトしたところ、面接を打ち切られた。
90	b-12	トランスジェンダーであることを伝えたら内定を取り消された。
91	b-13	性的指向や性自認を理由に、解雇や内定取り消しをされたり、辞職を強要された。
92	b-14	大学キャリアセンター(就職支援室)でカミングアウトをして就職活動をしたい旨を伝えたら、どこも受からないからと口止めされた。

(c)性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

(b)就労		
93	b-15	大学キャリアセンターで就職活動において性的指向・性自認(SOGI)に関連した困りごとを相談したら、そんな相談を受けるのは初めてだと言われ、LGBTの説明のみされ、結局支援を受けられなかった。
94	b-16	大学キャリアセンターでカミングアウトをして就職活動をしたい旨を伝えたら、大学の恥になるから言うなど口止めされた。
95	b-17	ハローワークでトランスジェンダーであることを伝えたと「あなたに紹介する仕事はない」と言われた。
96	b-18	就職活動をする際にトランスジェンダーであることがバレないように戸籍上の性別を変えることを周囲から勧められた。
97	b-19	就職活動をする際にトランスジェンダーであるとバレたらどこも採用をされないと思い、休学をし、手術費用をためて戸籍変更後に就職活動をした。しかしながら、なぜ休学したのかを面接時に詰問されて答えられず困った。
98	b-20	就職活動をする際に戸籍上の性別を変更しないと採用されないと思い、身体にムチを打って働き、急いで性別適合手術をしたところ、心身のバランスを崩した。
99	b-21	内定は出すけれど、入社時に全社にカミングアウトをすることが採用の条件だと言われた。
100	b-22	就労支援機関では自分の性的指向・性自認(SOGI)のことが話せず、包括的な支援を受けられなかったため、復職への一歩が踏み出せなかった。
101	b-23	大学在学時の就職活動でさまざまなハラスメントを受けたが、キャリアセンター等で就労について相談ができないまま卒業し、フリーターとなった。
102	b-24	就労支援機関で利用者や職員から性的指向・性自認(SOGI)についてのハラスメントを受け、通所できなくなった。
103	b-25	就労支援機関で支援者の認識不足により性的指向・性自認(SOGI)についての理解が得られないため通所できず、復職できないでいた。
		<b>【2. 規則・環境整備】</b>
104	b-26	就業規則などで性的指向や性自認に関係する差別を禁止することが明確にされておらず、職場で差別があったのうやむやにされた。

(C)性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

(b)就労		
105	b-27	職場で安心感が得られず、常に緊張感を強いられるため、メンタルに不調をきたし、強い孤独感を感じ、休職や辞職につながった。
106	b-28	就職活動の際、性的指向や性自認に関わる困難について、就活生の相談や支援を行う機関がなかった。
107	b-29	就職活動の際、性的指向や性自認にフレンドリーな職場を見極めるための指標がなかった。
108	b-30	職場に性的指向や性自認について対応できる相談窓口がなく、相談することができなかった。
109	b-31	高齢者介護サービスを担う社会福祉施設職員、看護職員、訪問介護員、介護支援専門員、介護福祉士等に関して、性自認・性的指向に困難を抱えている人材を職員として養成・確保するための職場環境の整備がなく、従事できなかった。
110	b-32	職場の相談窓口適切なプライバシーポリシーがなく、アウトティングされたり、不利益な取り扱いを受けたりするかもしれないとの不安から、必要な事実を打ち明けられなかった。
111	b-33	性的指向や性自認で困難を抱える職員がいるという想定や配慮がなく、職員の自助のためのネットワークや支援がなかった。
112	b-34	キャリアセンター・地域若者サポートステーション・ハローワークなどの就労・自立支援機関の職員・相談員・ソーシャルワーカーに性的指向や性自認についての知識がなく、アウトティングなど二次被害に遭ったり、十分な支援を受けられなかったりした。
113	b-35	厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署の職員・相談員に性自認・性的指向についての知識がないため、アウトティングなど二次被害に遭ったり、十分な支援を受けられなかったりした上、適切な行政指導も行われなかった。
114	b-36	使用者に対する性の多様性に関する研修・講演会が乏しく、使用者に理解がなかった。
115	b-37	将来への不安や職場での孤立など、セクシュアリティについての悩みから自死した。遺族は遺書を読んで初めて本人の抱えていた悩みを知り、強い無力感や自責の念を感じてしまった。
116	b-38	職場の行動基準やサプライヤー基準の人権ポリシーに性的指向や性自認が明記されていないため、性的指向や性自認に関する人権侵害を甘受せざるをえなかった。
117	b-39	「LGBTフレンドリー」であることを社外的にアピールしている企業を選んで就職したが、実際の現場は差別的言動が多く、非常に失望し、転職を考えた。

(C)性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

(b)就労		
		【3. いじめ・ハラスメント・無理解】
118	b-40	性的指向や性自認に関するいじめ・ハラスメントにより、転職を重ねた結果、非正規雇用につかざるを得ず、経済的な困窮につながった。
119	b-41	性的指向や性自認に関するいじめ・ハラスメントにより休職・辞職に追い込まれたが、復帰に繋がる支援を受けることができなかった。
120	b-42	職場でレズビアンとカミングアウトしたら、「治してやる」「男を知れば変わる」などといってレイプされた。
121	b-43	営業職を希望していたが、「オカマっぽい人に営業はやらせられない」と言われ、業務内容を制限された。
122	b-44	同性パートナーの存在を隠していたところ、たまたま出勤が多かっただけで、「プライベートがちゃんとしていないと早く帰ろうという気持ちが起らないから、仕事の能率も上がらない」といわれた。
123	b-45	子どもの性的指向や性自認のあり方が職場に広まり、「育て方が悪い」「親の人間性を疑う」「親も当事者では」などあらゆる噂が広がり、ハラスメントとして申し立てたが取り扱ってもらえなかった。
124	b-46	「FTMは女じゃないからいいだろ」といながら会社の同僚に胸を揉まれた。
125	b-47	「レズビアンは女が好きなんだろう」といわれ、同僚の社員から男性向けのポルノ雑誌を無理矢理みせられた。
126	b-48	就業後の飲み会で、酔った上司から、「お前はホモか？気持ち悪いな、もっと男っぽくしろ」と怒鳴られた。
127	b-49	法律上の結婚ができない／していないため、結婚をすすめられたり、結婚や出産をしていないと一人前ではないというような話をされる。
128	b-50	パートナーとの死別に際して、ショックで休職したことでカミングアウトせざるを得なくなったが、周囲のいたわりがなく、うつ病を発症した。
129	b-51	同性パートナーの存在を隠していたところ、「家族がない人は楽でいいから」と言われ、仕事を押し付けられ、長時間労働を強いられた。

(D)性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

(b)就労		
130	b-52	宴会芸で女装ネタで盛り上がる場面に遭遇するたびに苦痛を感じ、ゲイであることはこの職場では絶対に言えないと思った。
131	b-53	職場ではゲイであることを隠しているが、宴会芸の女装ネタをやる係に指名され断れず、女装ネタを強制された。その経験により大きな精神的苦痛を感じ、うつを発症して休職、最終的には退職した。
132	b-54	職場では性的指向を隠しているが、日常会話および会社の飲み会でのいわゆる「ホモネタ」「ホモいじり」が起こるたびにとても辛くなり、早くこの話題が過ぎ去らないかと苦痛を感じる。心理的安全性が脅かされ、健康の維持が困難になった。
133	b-55	働きながら性別移行を進めているが、職場や上司の理解が得られず、性別移行が直接の理由だとは言われなかったが、長年携わってきた仕事から外された。
134	b-56	Xジェンダー(FTX)であり、正式にはカミングアウトしていない。「女性」社員で営業職なので人事から「ちゃんと化粧をするように」と再三注意を受けたが無視をしていたところ、人事との間で険悪な雰囲気になっていた。
135	b-57	職場でカミングアウトしているが、宗教上のことを理由に、差別的内容が書かれた匿名の手紙が届いた。気味が悪い。
136	b-58	職場でカミングアウトしているが、そのために社内SNSで名指しされて差別的なことを記載された。会社に訴えたが、差別事案ではなく単なる個人間のSNSトラブルという扱いで、相手側の処分等はされなかった。
137	b-59	顧客から「なんだあのオカマは、担当を変えろ」とカスタマーハラスメントがあったことから、異動を命じられてしまい、給料も下がった。
138	b-60	取引先から「男だか女だか分からない人ではなく、もうちょっとマトモな人はいないのか」と上司が言われ、担当を変えられてしまうだけでなく、後日バックオフィスへ異動させられてしまった。
139	b-61	同性愛者であることを明らかにして働いており、出張の際に宿泊する部屋が同性の同僚との2人部屋になったが、同僚が嫌がっているように感じ、緊張感に耐えられず自分でお金を出して別の部屋に宿泊した。

(D)性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

(b)就労		
140	b-62	異性愛でシスジェンダーの男性しかいないという想定のもと、男性向けの工場や寮が共同浴場になっており、居心地の悪い思いをした。「裸の付き合い」が推奨され、そこで多くのコミュニケーションが行われるため、疎外感を抱いた。
141	b-63	自分はトランスジェンダーだが、宿泊研修の部屋割りが戸籍等の性別ごとの3人部屋になり、性自認上では異性の同様に性的にプライベートな部分を見られそうになって苦痛を感じた。 【4. カミングアウト・アウティング】
142	b-64	戸籍と性自認の不一致が職場で理解が得られず、カミングアウトしたことを咎められた上で、隠しておくことを強要された。
143	b-65	カミングアウトしたら、「あいつはホモ/レズだから気をつけろ」と職場内で言いふらされた。
144	b-66	会社が同性パートナーにも福利厚生を適用するよう社内規則を変更したので、申請しようとしたところ、親に「会社には言うな」と反対されて申請できていない。
145	b-67	職場の健康診断のデータ管理についての適切なプライバシーポリシーがなく、ホルモン治療の事実が総務部の職員に知られるなどして、アウティングにつながった。
146	b-68	取引先との商談や飲み会の席で、信頼して打ち明けていた上司に「こいつゲイなんですよ」とアウティングされた。
147	b-69	トランスジェンダーであることを人事にカミングアウトしたところ、別のトランスジェンダーの社員について「あの人トランスなんですよ」と言われた。自分のセクシュアリティもこうやってアウティングされるのではないかと不安になった。
148	b-70	「LGBTフレンドリー」だと言われている企業で、大丈夫だろうと上司にだけカミングアウトしたところ、翌日には職場の全員に知れわたって、仲間外れや無視されるようになった。それがもとで結局退職に追い込まれた。
149	b-71	人事に必要があって性別変更したことを伝えているが、その情報を人事内でどのくらいの人に知られているのかわからず不安。また人事以外でも上司や役員などにその情報が漏れているのではないかと不安に思っている。
150	b-72	性別変更したことについて、会社から「絶対に他の社員に言わないように」と口止めされた。

(c)性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

(b)就労		
151	b-73	必要に迫られて派遣元(派遣会社)に戸籍の性別を変更したことを説明し、その際、派遣先(実際に勤務する会社)には伝えまいよう求めたが、知らないうちに派遣元から派遣先に性別に関する事情が伝わっていた。
152	b-74	戸籍等の性別が現在生活している性別と異なることを職場に知られてしまうことに抵抗がある。雇用保険や社会保険の資格を取得する場合には戸籍等の性別が記載された書類を会社に提出しなくてはならないので、それを避けるために雇用保険や社会保険の適用とならない短時間の労働を複数掛け持ちして、体力的にも経済的にも余裕がない。 【5. 人事(配転・出向・キャリア関係)】
153	b-75	能力開発支援において、「男性」以外はキャリアに繋がるような研修を受けることができなかった。
154	b-76	努力して海外赴任のチャンスを取ったが、同性パートナーを家族として会社に認めてもらえないため、赴任地に同行させられず、海外赴任を諦めた。
155	b-77	同性パートナーの存在を隠しているため、単身者扱いで転勤を命じられた。それでもカミングアウトできる環境ではなく、しつこく転勤命令に従わざるを得ず、望まない単身赴任となってしまった。
156	b-78	差別的に取り扱われるのではという不安で、異動先に同性パートナーの帯同を申請できず単身赴任になったが、遠距離恋愛になり、精神的にも金銭的にも負担が大きかった。
157	b-79	職場での昇進・昇格に結婚要件があったため、同性パートナーがいたのにもかかわらず、昇進・昇格できなかった。
158	b-80	男女間に賃金格差があるため、女性同士のカップルは経済的な困窮につながった。
159	b-81	海外赴任を打診され自分も行きたいと思ったが、赴任先の国では同性間の性行為が犯罪とされていて、自分が同性愛者だと知られてしまったら刑罰の対象になるかもしれないと恐ろしくなった。会社にはカミングアウトしていないため、事情を話して赴任先を別の国にする等の配慮を求めることもできず、海外赴任自体を諦めた。 【6. 服務】
160	b-82	戸籍性とは別の容姿で就労しようとしたが、企業秩序維持を理由に自宅待機や戸籍性の容姿での就労を命じられ、応じなかったところ、懲戒・解雇された。
161	b-83	会社の更衣室・制服・社員寮・宿泊研修等での男女分けがあり、戸籍性でしか利用できなかった。

(c)性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

(b)就労		
162	b-84	職場の健康診断の際、人前で服を脱がなければならず、不快な思いをした。
163	b-85	性別違和があるにもかかわらず、戸籍性の姿を強制されたり、性自認の性別の服装を批難され、苦痛を感じた。
164	b-86	トランスジェンダーで、自分の場合は男女に分かれた職場のトイレが使えない。職場でトイレを使いたくないため、もう何年も1日中飲まず食わずで働いている。それでもどうしてもトイレに行きたくなった場合には、職場から離れた駅のトイレを利用している。
165	b-87	職場で女子トイレに入らざるを得ないが、知らない人がトイレに入ってくると、何度も見られ、警備員を呼ばれたことがあった。
166	b-88	健康診断で「女性です」というと身体を執拗にチェックされた。
167	b-89	派遣元(派遣会社)に、現在生活している性別が戸籍等の性別と異なるので派遣先(実際に勤務する会社)に事情を話してトイレや更衣室の使用等について配慮を求めて欲しいと言ったが、派遣先に行ってみるとまったく伝わっていなかった。
【7. 福利・厚生】		
168	b-90	パートナーが業務上の理由で死亡し、使用者に対して遺族補償の給付を申し込もうとしたが、遺族ではないことを理由に拒否された。
169	b-91	パートナーとの死別の際、使用者に対して、死亡退職金の給付を申し込もうとしたが、遺族ではないことを理由に拒否された。
170	b-92	パートナーとの死別などの際、使用者に対して、見舞金・慶弔金の支給を申し込もうとしたが、配偶者ではないことを理由に拒否された。
171	b-93	パートナーやパートナーの親族との死別の際、使用者に対して、慶弔休暇・忌引を申し込もうとしたが、配偶者等ではないことを理由に拒否された。
172	b-94	使用者に対して、パートナーと共に育てている子どもの育児休業・看護休暇を取得しようとしたが、法的な親ではなく、養育していると認められないことを理由に拒否された。
173	b-95	使用者に対して、パートナーやその父母の介護休業・介護休暇を取得しようとしたが、配偶者ではないことを理由に拒否された。

(c) 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

(b)就労		
174	b-96	パートナーの子どもの育児を理由に残業の免除を申請したが、法的関係がないことを理由に認められなかった。
175	b-97	使用者に対して、扶養手当・家族手当の給付を申し込もうとしたが、パートナーやその子どもが法的な配偶者や子でないことを理由に拒否された。
176	b-98	使用者に対して、パートナーと委託保健施設・保養所の共同利用を申し込もうとしたが、親族ではないことを理由に拒否されたり、割引料金の適用がなかったりした。
177	b-99	使用者に対して、パートナーとの寮・職員住宅の共同利用を申し込もうとしたが、親族ではないことを理由に拒否された。
178	b-100	使用者に対して、住宅資金の貸付を申し込もうとしたが、パートナーが親族ではないことを理由に拒否された。
179	b-101	パートナーの介護や連れ子の育児の負担が考慮されないまま、使用者から遠隔地への配転・出向を命じられた。
180	b-102	使用者に対して、パートナーの健康診断・人間ドックの割引利用を申し込もうとしたが、親族ではないことを理由に拒否された。
181	b-103	職場に対し、パートナーを扶養家族として、給与からの所得税の控除額を低くしてもらおうとしたが、親族ではないことを理由に拒否された。
182	b-104	性別適合手術を受ける際、職員に対する積立休暇が使えず、支援もなかった。
183	b-105	性別移行の準備や性別適合手術のための診断書作成のために、就業中に望みの性別で生活をするRLE(リアル・ライフ・エクスペリエンス)の実施を申し出たが、使用者に拒否された。
184	b-106	配偶者・扶養家族を対象としたキャリア形成、健康診断や財産形成等のライフプランについての、職場からの情報提供を、同性パートナーが受けることが出来なかった。
185	b-107	海外赴任先で同性パートナーと結婚し、当然に配偶者扱いしてもらえたが、同じ企業の日本支社に赴任したらその家族扱いがなくなり、住居手当等が使えなくなり、心理的、金銭的負担が大きかった。

(c) 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会



(b)就労		
186	b-108	会社が同性パートナーにも福利厚生を適用するよう社内規則を変更したが、上司を通さないと申請できず、また、誰がその内容を見ることができるのか不安で、希望していても申請することができない。
187	b-109	職場に登録する緊急連絡先に同性パートナーを指定したところ、関係をしつこく詮索されたり、親族以外の人は登録できないと言われたりした。
【8. 安全・衛生】		
188	b-110	在職のまま性別を移行していれば、性別適合手術で休職する期間に健康保険の傷病手当金(健康保険の被保険者が病気やケガで仕事ができない期間の所得を保障する給付)が受けられる可能性があった。しかし、職場に相談できずに退職して健康保険の被保険者でなくなってから性別移行したため、健康保険の給付が受けられずに手術後、仕事ができない期間の生活が苦しかった。
189	b-111	性同一性障害と診断されてホルモン療法を受けているが、転勤したところ、近くにホルモン療法に対応している医療機関がなく、遠方の医療機関に通院しなくてはならなくなった。1回の通院に丸1日かかる距離のため、通院の交通費が高額になり、体力的にも負担が大きい。また、仕事が休みの日に医療機関の予約が取れないことも多いので有給休暇の大部分を通院に使っている。会社には事情を言っていないので配慮を求めることもできない。
(c)カップル・養育・死別・相続		
190	c-1	公証役場で、パートナーシップ契約の公正証書を作ろうとしたが、公証人によっては、公序良俗に反するなどの理由で違法だといわれ、拒否された。
191	c-2	パートナーを扶養家族として所得税の申告をしようとしたが、親族ではないことを理由に拒否された。
192	c-3	日本人と同性パートナー関係にある外国人が、「日本人の配偶者等」の在留資格を得ることができなかった。
193	c-4	法的な夫婦ではないため、同性カップルが特別養子を受け入れることが出来なかった。
194	c-5	里親の認定基準が厳しく、同性パートナーは養育補助者とは認められないため、独身者としての里親登録ができなかった。

(C)性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

(c)カップル・養育・死別・相続		
195	c-6	里親の認定基準が厳しく、原則として夫婦でなければならぬため、同性カップルとしての里親登録ができなかった。
196	c-7	レズビアンカップルの一方が妊娠・出産したが、法的な夫婦でないために、もう一方との間に法的な親子関係が成立せず、親権等を行使することができなかった。
197	c-8	DVを受け、パートナーと住んでいた家から逃げ出したが、法的な夫婦でないために生活費を請求できず、経済的に困窮した。
198	c-9	同性パートナーと関係を解消する際に、財産分与請求をしようとしたが、法的な夫婦でないために認められなかったり、認めてもらうために多大な労力をかけなければならなかったりした。
199	c-10	パートナーが認知症を発症したが、後見・保佐・補助の申し立てができなかった。
200	c-11	パートナーの不慮の死に際して、親族ではないことを理由に、自分が身元確認を行うことができなかった。
201	c-12	パートナーとの死別に際して、パートナーの家族から喪主になることやお骨の引き渡しを拒否された。
202	c-13	パートナーとの死別に際して、親族から葬儀への参列の声が掛からなかった。
203	c-14	パートナーとの死別に際して、パートナーの名義で所有・賃借していた住居から退去しなければならなかった。
204	c-15	パートナーとの死別に際して、財産をそのパートナーである自分に譲り渡す旨の遺言状があったが、2人の関係に否定的なパートナーの親族からの脅迫を受けて、放棄させられた。
205	c-16	パートナーとの死別に際して、パートナーの財産を相続できなかった。
206	c-17	パートナーとの死別に際して、財産をすべて譲り渡す旨の遺言が存在したが、パートナーの親から多額の遺留分を請求された。
207	c-18	パートナーとの死別に際して、墓がなかったが、「申込みは本人または親族のみ」と言われ、墓園の申し込みを断念せざるを得なかった。

(C)性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

(d)医療		
【1. 外来受診】		
208	d-1	トランスジェンダー男性のための的確な医療情報やネットワークが充実しておらず、ホルモン注射などで受診できる医療機関を見つけるのが困難であった。
209	d-2	婦人科など性別に特化した病院を利用しようと思ったが、戸籍の性別と異なるため、受診がためらわれた。
210	d-3	生殖機能を除去していないトランスジェンダーの場合、見た目の性別と身体的な性別が違うことも多く、奇異な目で見られる。受診の際に説明が難しく、受診自体を断念してしまうため、病気がかなり悪化してから受診することが多い。
211	d-4	性別適合手術を終えているが、戸籍の性別を変更していないため、身体の状態と保険証の性別との違いから、他の病気等の際に受診しづらかった。
212	d-5	HIV/AIDS検査を受けようとしたが、自分が性的指向・性自認に困難を抱えていることを話しても安全なのかかわからず、受診をためらった。
213	d-6	同性愛者のコミュニティでは、HIVや薬物などの依存に関する問題意識が強いが、相談がしづらく支援を受けるのが難しい。
214	d-7	医療機関の受付で戸籍上の名前が呼ばれるため、受診しづらくなった。
215	d-8	鬱(うつ)で受診しているが、自身にとって重要なアイデンティティの一つである性的指向・性自認(SOGI)の話ができていない。
216	d-9	HIVの診療場面でも、医療者に性的指向・性自認(SOGI)に関する話は話しづらい。
217	d-10	HIVと診断された保健所で感染経路を聞かれたが、同性間であることを正直に話すことがためらわれ、異性間の性的接触と答えてしまった。
218	d-11	HIV感染判明前に体調不良で受診した医療機関があったが、セクシュアリティについて開示できなかったため診断には至らず、結果的に診断が遅れた。
219	d-12	産婦人科や泌尿器科の医師に性的指向を打ち明けたところ、「そんな不道德な生き方はよくない」と説教され、深く傷ついた。

(c) 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

(d)医療		
220	d-13	精神疾患を患っていたときに、同性愛をカミングアウトしたら医師に「性倒錯」とカルテに書かれた。日本でも診療等に広く使われている「国際疾病分類ICD-10」では、同性愛は1990年に精神疾患から削除されている(性倒錯でもない)のに、この診断には納得がいかない。
221	d-14	HIV陽性者で適切な治療を受けているのに、人工透析や歯医者を利用しようとしたら断られた。
222	d-15	性自認・性的指向に困難を抱えている場合に特有の医療ニーズに沿って安心して受診できる医療機関が地域になく、健康を害してしまった。
223	d-16	性同一性障害についてホルモン療法をしてくれる病院が見つからず、インターネットで個人輸入した薬を飲んだところ、副作用が出てしまった。
224	d-17	診断や体調維持のために行う染色体検査やホルモン値検査、性別変更後のホルモン治療について、公的医療保険の適用対象となるかどうか明確な通知がなく、医療機関や公的医療保険の運営者によって扱いが異なっている。
225	d-18	性同一性障害のホルモン療法に対して健康保険が適用されず、経済的負担が大きくなり、十分な診療が受けられなかった。
226	d-19	性同一性障害について相談できる医療機関が身近にないため、遠方の病院に夜行バスで通院しているが、貯金が底をつき、途中で受診を断念せざるを得なかった。
227	d-20	情報が不十分で「ホルモン注射無料券」などを配られたり、3分の診断で、性別移行手術を勧誘されたり、不可逆な性別適合手術を早急に受けなければならないと思込まれそうになった。
228	d-21	日本語が不自由だが性同一性障害のホルモン療法をするというクリニックに行ったら、前金制で料金だけ取られ、注射はしてもらえず帰された。血液検査を頼んだら、「うちではやっていないので、他の病院へいけ」と言われた。不満だったが、訴えることができなかった。
229	d-22	入国管理局の収容施設において、性別違和(性同一性障害)をかかえる外国籍者が適切な医療的措置(ホルモン治療等)を受けられなかった。
【2. 入院・手術】		
230	d-23	救急車を呼んだ時に性同一性障害であることを理由に「どう対応したらいいかわからない」と言われ、搬送されるまでに時間がかかってしまった。

(c) 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

(d)医療		
231	d-24	現在入院中。病気とは関係ないので同性愛をカミングアウトする気はないが、看護師等からの「彼氏はいるのか。いないなら、紹介しようか」などの声かけがづらい。ここでカミングアウトしたら、共同部屋から追い出されるのか不安。
232	d-25	男女分けされた共同病室に、性自認に沿って入院できない。
233	d-26	トランスジェンダー。戸籍の性に沿って共同病室に入院したが、同じ病室の患者などにのぞかれた。
234	d-27	トランスジェンダーが男性の共同病室に入院した際に、同室の患者等にのぞかれたことに苦情を言ったら、個室を利用してほしいと言われた。個室と共同病室の差額料金が払えず、断念するしかなかった。
235	d-28	パートナーが入院したが、病室での付き添いや看護をさせてもらえなかった。
236	d-29	認知症・意識不明状態のパートナーが入院したが、病院・医師から安否情報の提供や治療内容の説明を受けられず、面会もできなかった。
237	d-30	認知症・意識不明状態のパートナーについて、外科手術が必要となったが、法律上の親族の同意が必要だと言われ、スムーズに治療を受けることができなかった。
238	d-31	医療機関側が、認知症・意識不明状態の患者についての安否・治療内容などの情報を患者の同性パートナーに提供してよいのか戸惑った。
239	d-32	認知症・意識不明状態の患者について、どのような治療を行うかを決める場合に、患者の同性パートナーの意向が考慮されなかったり、他の親族よりも軽視されたりした。
240	d-33	認知症・意識不明状態の患者について、外科手術が必要となったが、医療機関側が、患者の同性パートナーによる同意がどこまで意味を持つのか判断に戸惑い、スムーズに治療を行うことができなかった。
241	d-34	性別適合手術をしないという選択肢はないと思い込んでいたため、高額な医療費が必要となった。
242	d-35	性同一性障害治療における性別適合手術について、健康保険の適用対象となったが、(現在は保険適用外の)ホルモン治療との併用が認められていないため、多額の自己負担を強いられた。
243	d-36	国内で性別適合手術ができる医療機関が少なく、自分の生活圏内で受けられなかったり、安全性に乏しい医療機関で手術を受けざるを得なかった。

(C)性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

(d)医療		
244	d-37	国内で性別適合手術ができる医療機関が少なく、海外へ行かざるを得なかったが、医療の専門知識のない者が通訳をしたり、多額の費用負担を強いられ、正確な情報も得られず、術後のアフターケアも十分に受けられなかった。
245	d-38	パートナーとの死別に際して、臓器提供を望まなかったが、遺族ではないことを理由にその意志が考慮されなかった。
246	d-39	病院でパートナーが死亡したが、診療経過や死亡原因等の診療情報を提供してもらうことができなかった。
【3. 家族・パートナー】		
247	d-40	HIVの感染がわかったが、感染経路の話にもなるだろうから、一番身近な家族には伝えられないし、相談もできないでいる。
248	d-41	既婚のバイセクシュアル男性のため、妻にHIV感染のことを伝えづらく、いつも悩んでいる。
249	d-42	HIVを感染させてしまった人が、罪悪感から自殺してしまった。残された同性パートナーは周囲に話せないでいる。
250	d-43	HIV陽性者であることを周囲に伝えたところ、適切な治療を受けているものの感染経路が同性間であると知られて混乱された。
(e)福祉		
251	e-1	障がい福祉施設の男女分けがはっきりしており、性別違和から安心して利用できなかった。
252	e-2	高齢者向け施設に入った人へ訪問に来た、家族のひとりに性別違和をもった人がいたことから、施設の職員、利用者に「精神異常では」などと言われ、利用者はもちろん、その家族ともども嫌われ、複雑な扱いを受けた。
253	e-3	高齢者介護サービスを担う仕事に就いているが、社会福祉施設職員、看護職員、訪問介護員、介護支援専門員、介護福祉士などの偏見を恐れ、性的指向と性自認がバレないように法え、日々緊張を強いられて睡眠障害になった。
254	e-4	高齢者向けの施設において、男女分けで施設が運営されているため、性別違和をかかえる当事者の意向を伝えても考慮されず、戸籍の性で分類され、精神的な負担が大きかった。

(C)性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

(e)福祉		
255	e-5	高齢の性的指向や性自認に困難を抱える人々が差別を恐れずに安心して通える社会福祉施設がなく、サービスを受けられなかった。
256	e-6	高齢福祉施設で虐待を受けた高齢の性的指向や性自認に困難を抱える人が、適切な支援を受けられなかった。
257	e-7	性的指向・性自認に困難を抱える高齢者に、子どもがいないため、司法書士などが成年後見人になったが、理解がなく、十分に意思疎通ができなかった。
258	e-8	高齢者が、性的指向・性自認を理由に家庭で虐待を受け、地域において支援を受けることができず、行き場を失って自死した。
259	e-9	海外では、手術要件もなく性別を変更できる国があるというのに、手術をしなければ性別変更できないことに不便を感じる。
260	e-10	性的指向が非典型的なHIV陽性者が、世間話の中でホモネタとHIVが一連で語られるのを耳にし、二度につらい思いをした。
261	e-11	地域の障がい者施設を利用していたが、その活動の中で同性愛のネタで笑うような会話が交わされ、二度と行きたくないと思った。
262	e-12	性別違和/性同一性障害により、職場の人間関係が悪くなって失業。生活が立ち行かなくなって結果的に生活保護受給になった。働きたいけれど、職場における性別のプレッシャーを考えると、望む性別で働けるようになりたい。そのための診断や手術費用捻出などの時間とお金を考えると、もう生きてはいけないうような気がした。
263	e-13	公的機関や支援機関で相談した担当者などから、性的指向・性自認に基づくハラスメント(SOGIハラ)を受けた。
264	e-14	支援機関で性被害に遭ったが、自分の性的指向・性自認(SOGI)を明かしたくないため訴えることができなかった。
265	e-15	過去の同性からの性被害を訴える場がない。トラウマが解消しないまま、現在の対人恐怖につながっている。仕事も難しい状況におちいっているが、相談できる場すらない。

(c)性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

(e)福祉		
266	e-16	福祉施設の利用を始めたが利用者も職員もLGBTへの理解がまったくなく、ホモネタで笑ったり、異性愛や結婚のプレッシャーをかけてきたりして、カミングアウトができなかった。そのことにより、自己主張せず、友達も作らず、なるべく会話を避けるようになってしまい状況が悪化した。
267	e-17	身体障害の重複したHIV陽性者だが、ヘルパーなど介護職に性自認の開示ができず、関係性を築きにくい。
268	e-18	トランスジェンダーが性暴力の被害にあい、支援窓口を探したが情報が少なく見つかるのが困難であった。知人から紹介してもらい性暴力被害を扱う支援団体に電話をしたが、トランスジェンダーは取り扱っていないと言われた。
269	e-19	トランスジェンダー。ホルモン剤を服用しているが、ケースワーカーがトランスジェンダーに関する知識がなく、ホルモン剤摂取を止めるよう指導されている。
270	e-20	ゲイ男性で、持病があり、現在就労不可のため生活保護を受給している。性感染症の疑いがあり、泌尿器科か性病科の受診を希望し、福祉事務所に医療券の発行を願い出たところ、感染経路をしっかりと聞かれた。カミングアウトをしたところ、「こんなことをしていたら、いずれエイズになるぞ」ときつく注意された。
(f)公共サービス・社会保障		
【1. 行政手続き等】		
271	f-1	性自認や性的指向に関する講演会場として公共施設に利用を申し込んだところ、講演の内容を理由に、利用を拒否された。
272	f-2	公的な書類に不用意に記載された性別欄と外見の性別が異なるため、本人確認ができないという理由が必要な行政サービスや民間サービスを受けられなかった。
273	f-3	印鑑登録証明書に性別欄の記載があるため、不動産や自動車の売買、会社登記等に支障をきたした。
274	f-4	性別を削除した住民票の写しを市町村役場に希望したが、法令上、そうした扱いは自治体の権限ではできず、戸籍上と外見で性別が違うことが暴露された。
275	f-5	マイナンバー(個人番号)カードの表面に性別が記載されているため、本人確認等に支障をきたしたり、外見との違いから差別を受ける不安がある。

(c)性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

(f)公共サービス・社会保障		
276	f-6	役所窓口、試験会場、警察、郵便物受取などで本人確認が必要な場合に、身分証明書の性別(戸籍性)と見た目の性別が一致しないことからトラブルがおきた。
277	f-7	スポーツ大会において、自分の性自認にもとづく選手登録ができず、出場を断念せざるを得なかった。
278	f-8	同性パートナーが事故に遭い、携帯電話の履歴を見た救急隊から連絡を受け、安否情報の提供や病院の照会を申し入れたが、親族ではないことを理由に拒否された。
279	f-9	選挙の際、投票所入場券や選挙人名簿に性別の記載があるため、見た目との不一致により、本人確認で不快な質問をされたり、周囲の人に戸籍の性別がわかってしまう場合があり、その不安から、投票へ行けなくなった。
280	f-10	外見の性別は望みの性別に近づいたが、戸籍変更の厳しい要件を満たすことができず、常に説明をしなくてはならないため、とても不便を感じている。
281	f-11	現在、異性と結婚している状態にあるため、戸籍上の性別を変更できなかった。
282	f-12	未成年の子がいるため、戸籍上の性別を変更できなかった。
283	f-13	パスポートの性別が外見と異なるため、出入国の際や海外で不審に思われたり別人と思われて、空港などで出入国審査に時間を要したり、入国を拒否された。
284	f-14	パスポートにトランスジェンダーやXジェンダーなどの記載が認められていないため、入国審査などの際に本人確認と称して身体検査をされ、苦痛を感じた。
285	f-15	性的指向や性自認を理由とする迫害を理由に難民申請をしたが、不認定となり、法務大臣への異議申立も却下された。
286	f-16	性的指向や性自認を理由とする迫害を理由に在留特別許可を求めたが、認められなかった。
287	f-17	性的指向が非典型であることを理由に、入国管理局の収容施設内で他の収容者から暴行を受けた。
288	f-18	いわゆるレインボーパレードを申請するために警察署に出かけたが、入口の来署者名簿に全員の本名を記入しない限り警察署には入れないし申請を受け付けることもできないと言われ、アウティングの恐れや、セクシュアリティと結合した個人情報収集されかねないことへの抵抗感から受け入れることができず、パレードの開催自体を断念せざるを得なかった。

(c)性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

(f)公共サービス・社会保障		
289	f-19	性的指向や性自認において抱える困難や差別の実態について調査や統計が不足しており、問題の深刻さについて実情を十分に把握したり、行政の担当者などに深刻さを十分理解してもらえなかった。
【2. 相談・生活支援・保険・年金】		
290	f-20	性的指向や性自認の問題について、役所の職員や電話相談サービス、ケースワーカーらが正確な知識があるかどうか不安なため、相談を躊躇したり、本当のことが話せなかった。
291	f-21	性別違和感に関する相談やサポートのための社会資源が乏しく、十分な相談体制やサポートが得られなかった。
292	f-22	性的指向や性自認を理由にいじめを受け、就労困難となったため生活保護を申請したが、窓口で「それくらいの理由で就労できないわけがない」と言われ、申請を断念した。
293	f-23	生活保護を受給していたが、性別違和/性同一性障害のためにホルモン投与に支出したところ、受給を打ち切られた。
294	f-24	生活困窮者自立支援法の住宅確保給付金の給付対象が世帯ごとのため、非正規雇用・低賃金のため経済的困窮状態にあるような同性カップルなどの場合、世帯にカウントされない同性パートナーが更なる困窮に陥ってしまう。
295	f-25	同性パートナーと公営住宅への入居を申し込もうとしたが、同居親族に当たらないことを理由に拒否された。
296	f-26	同性パートナーと公営住宅への入居を役所へ申し込もうとしたが、同居親族に当たらないことを理由に拒否された。
297	f-27	同性パートナーを会社の健康保険の被扶養者として加入させようとしたが、配偶者ではないことを理由に拒否された。
298	f-28	同性パートナーを年金の3号被保険者として加入させようとしたが、配偶者ではないことを理由に拒否された。
299	f-29	年金に加入していた同性パートナーとの関係を解消したが、パートナー関係にあった間の年金記録を分割することができなかった。
300	f-30	配偶者ではないことを理由に、加給年金を受給することができなかった。

(c)性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

(f)公共サービス・社会保障		
301	f-31	年金に加入していた同性パートナーとの死別に際して、遺族年金を請求しようとしたが、親族でないことを理由に拒否された。
302	f-32	年金に加入していた同性パートナーとの死別に際して、死亡一時金を受給することができなかった。
【3. 被災者支援】		
303	f-33	避難所に届いた支援物資が、登録されている性別ごとに配布されたため、性自認にもとづく肌着や衣服などを入手することができなかった。
304	f-34	避難所のトイレが男女分けのものしかなく、見た目の性と性自認が不一致であったため利用しにくかった。
305	f-35	避難所で性的指向を暴露されてしまい、周囲から阻害され、変態扱いなどのいやがらせを受けたため、避難所を離れざるを得なかった。
306	f-36	避難所を管理する自治体職員に性的指向や性自認への配慮を求めたところ、「こんな大変な時にわがままを言わないで欲しい」とたしなめられた。
307	f-37	性別移行のための治療中に雇災したが、避難所で十分なホルモン剤などが入手できず、治療を中断・断念せざるを得なかったため、体調が著しく悪化した。
308	f-38	避難所で同性パートナーの所在を確認しようとしたところ、親族でないことを理由に情報提供を拒まれ、確認できなかった。
309	f-39	周囲の視線が気になり、避難所で同性パートナーと一緒に寝起きすることができず、不安な毎日を過ごすこととなった。
310	f-40	復興支援住宅に同性パートナーとの入居を希望していたが、申し込みがカミングアウトにつながることに恐怖を感じ、申し込みを断念した。
311	f-41	復興支援住宅に同性パートナーとの入居を申し込んだが、親族ではないことを理由に共同での入居は断られた。
(g)民間サービス・メディア		
312	g-1	戸籍上の性別を男性から女性に変更した後に、ゴルフ場の会員になりたいと申し込んだところ、性別変更を理由に入会を断られた。

(O)性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

(g)民間サービス・メディア		
313	g-2	パートナーを生命保険の受取人に指定したところ、親族でないことを理由に拒否された。
314	g-3	パートナーを自動車保険の運転者家族限定特約の補償対象として申し込もうとした、親族でないことを理由に拒否され、限定なしの割高な保険料負担を強いられた。
315	g-4	パートナーに銀行口座の代理人カードの発給を申し込もうとしたところ、親族でないことを理由に拒否された。
316	g-5	パートナーを携帯電話の家族割引対象に申し込もうとしたところ、携帯会社によっては、親族でないことを理由に拒否された。
317	g-6	パートナーにクレジットカードの親族カードの発給を申し込もうとしたところ、親族でないことを理由に拒否された。
318	g-7	パートナーと結婚式を挙げようとしたところ、式場によっては、同性であることを理由に拒否された。
319	g-8	近所のスーパーマーケットでポイントカードのポイントの家族合算を申し入れたが、親族でないことを理由に拒否された。
320	g-9	交通機関の夫婦割引を申し入れたが、法的な夫婦ではないことを理由に拒否された。
321	g-10	パートナーと二人の名義で住居を借りようとしたところ、ルームシェアが可能な物件にしか入居できず、年齢等の条件も含めると、入居が可能な物件がほとんど見つからなかった。
322	g-11	パートナーと二人で収入を合算して住宅ローンを組もうとしたところ、法定相続が生じないことを理由に拒否された。
323	g-12	住居を借りる際、住民票の性別記載が外見と異なることを理由に大家から断られた。
324	g-13	性自認が見た目の性別とは違って見えたため、公衆浴場、温泉、女性用下着の試着室などのサービスや商品が利用できなかった。
325	g-14	マイレージクラブなど会員証に性別欄があり、見た目と違うとして、別人と疑われたり、サービスを利用しづいことがあった。
326	g-15	法的に性別を変更しないまま、海外旅行へ行こうとしたところ、パスポートの性別と見た目との違いを理由に、航空券の予約が勝手に破棄された。

(O)性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

(g)民間サービス・メディア		
327	g-16	パートナーと、ホテルのカップル限定クリスマスディナーを予約しようとしたが、カップルだと説明したのにも関わらず、女性同士だと女子会扱いになるという理由で拒否された。
328	g-17	同性パートナーと、ホテルのダブルルームの予約をしようとしたが、空室があるのにも関わらず、拒否された。
329	g-18	メディアで性別違和や同性愛をおかしいものと話したり、存在しないとしたり、笑いのネタにしたり、カミングアウトした当事者に対しても否定したりするのを見て、深く傷つけられた。
330	g-19	メディアによる差別的な表現を周囲がおもしろおかしく真似することで、いじめや差別が横行していた。
331	g-20	メディアに流布する性的指向や性自認に関する差別的な情報から、メンタルヘルスの悪化を招いた。
332	g-21	性自認や性的指向について不正確な知識をもとに、面白半分でテレビや週刊誌が報道しており、正確な知識の習得を阻害され、自尊心を深く傷つけられた。
(h)刑事手続		
333	h-1	同性の元パートナーからストーーカー行為を受け警察に相談したところ、性的指向を理由に押入れされたり、事件と関係ないのに性体験について質問されたりした。
334	h-2	逮捕され、取調べの際に、押収した携帯電話の内容から同性愛者であることを察知した警察官から、「お前はオカマちゃんなのか？」などと暴言を吐かれた。
335	h-3	レイプ被害を受けたが、被害者加害者とも男性であったため、被害者は偏見や差別を恐れて、罪がより重い強制性交等罪での訴えに踏み切ることができなかった。法的には刑法改正により適用対象となったことは知っていたが。
336	h-4	パートナーが逮捕された際、親族でないことを理由に、留置場所を教えてもらえず、本当に逮捕されたのかや釈放されているのか否かなども知ることができなかった。
337	h-5	パートナーが覚せい剤所持で逮捕された際、同居していたパートナーが覚せい剤の共同使用を目的に同棲していると誤解され、任意同行を求められた。
338	h-6	パートナーが逮捕され面会に行った際、会話の内容から同性カップルであることを察知した立会人がニヤニヤ笑っており、深く傷ついた。

(C) 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

(h)刑事手続		
339	h-7	自分のパートナーが逮捕された際、配偶者であれば自分が弁護士を選任できるのに相手が同性のパートナーであったため、自ら弁護士を選任することができなかった。
340	h-8	刑事・民事の裁判で証人として呼び出しを受けた場合に、同性パートナーが刑事訴追を受けるおそれがある情報についても証言を拒むことができなかった。
341	h-9	パートナーが起訴された際に、情状証人となったが、アウトティングを恐れるあまり二人の関係性やパートナーに有利な情報について曖昧にしか陳述できなかったため、説得力を欠く証言になってしまい、実刑判決を受けて強い無力感に苛まれた。
342	h-10	パートナーが起訴された際に、「同居人」としての立場でしか情状証人になることができなかった。
343	h-11	刑事収容施設において、一般的な性風俗雑誌の差し入れが認められているのに、ゲイ専門の雑誌であることを理由に、差し入れを拒否された。
344	h-12	パートナーのいる刑事収容施設へ面会に行ったところ、「親族ではない者に会わせても受刑者の更生にはつながらない」と言われ、面会させてもらえなかった。
345	h-13	刑事収容施設において、ホルモン療法の継続など適切な治療を受けることができず、性別の移行を中断せざるを得なかったばかりか、心身に悪影響が生じた。
346	h-14	性別適合手術を受け、身体の外見変更を行っているにもかかわらず、外見の性別ではなく、戸籍の性別で刑事収容施設を割り振られてしまった。
(i)その他(地域・コミュニティ)		
347	i-1	子どもが性自認や性的指向の困難を周囲に嘲笑され、本人だけでなく家族全体が居住している地域から孤立してしまった。
348	i-2	性自認や性的指向に関する差別的な地域に住んでいるため、居場所もなく、同じような困難を抱えている人ともつながることができず、友人や恋人を見つけることが難しく孤立した。
349	i-3	地域活動において、性自認や性的指向について差別的な発言が繰り返され、性自認や性的指向を揶揄されたり、そのことを理由に地域活動から排除されたりした。
350	i-4	居住している地域で差別的な噂を流されたため、メンタルヘルスが著しく悪化した。

(C) 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会

(i)その他(地域・コミュニティ)		
351	i-5	性的指向・性自認に困難を抱える高齢者が、退職後、ITに詳しくないため、当事者コミュニティやサービスに接続できず、社会から孤立してしまった。
352	i-6	性的指向・性自認に困難を抱える高齢者が、性自認・性的指向について偏見の強い地域で噂を立てられることを恐れ、地域活動に踏み出すことができなかった。
353	i-7	当事者コミュニティ内の人との契約が履行されず、消費者被害を受けたが、当事者であることが発覚することを恐れ、被害に対する支援を要望したり、支援を受けることができなかった。
354	i-8	地方では、周囲に性的指向や性自認等についてカミングアウトしづらく、心から打ち解けられる友人ができず、住み慣れた土地を結局離れて都会に出ざるを得なかった。

(c) 性的指向および性自認等により困難を抱えている当事者等に対する法整備のための全国連合会